

平成27年 10月8日

(総15第21号)

在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

インドネシア国内においては、警察によるテロリストの摘発が引き続き行われているほか、インドネシア人のISIL支援者に対しても当局による監視や取締りが強化されています。

9月には、ISILが機関誌「ダービク」の中で、日本を反ISIL連合構成国の一つとして言及し、ISIL域外での攻撃対象の例示として、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マレーシア、インドネシアに所在する日本の外交使節（大使館等）を挙げました。

また、10月3日、バングラデシュ北西部で日本人男性が何者かにけん銃で撃たれ殺害され、ISILバングラデシュを名乗る組織が本件の犯行声明を発出し、イスラム諸国における外国人に対するさらなる攻撃の可能性を示唆しています。

バリ州内においては、現在、具体的なテロの情報はありませんが、引き続きテロ関係情報には御注意頂くとともに、外出時には周囲の状況に注意を払うなど状況に応じた適切な安全対策を講じるよう努めてください。

2 一般情勢

(1) 狂犬病

9月20日、ブレレン県の女性が2ヶ月前に犬に咬まれたままワクチン接種が受けられず、狂犬病を発症して死亡しました。今年のバリ州内の狂犬病による死亡者数は、9月末までですでに15人に上っています。また、ギアニャール県では、牛2頭が狂犬病により死んでいるのが確認されました。

狂犬病に感染している犬に咬まれる事案は、バリ島内で引き続き発生しています。野犬には決して近づかないようにするとともに、飼い犬であっても咬まれないような注意が必要です。また、屋外を徒歩で移動する際は、周囲に警戒する、安易に動物に手を出さないなど、十分な警戒を行ってください。

なお、バリの保健当局は、狂犬病ワクチンの備蓄に関して、ワクチンのストックは3万本あり、州内全域に配布可能な量であるため過剰な心配は無用であるとしています。

(2) 山火事

長引く干ばつの影響もあり、9月下旬から10月初めにかけて、ロンボク島のリンジャニ山、バリ島のアグン山で山火事が発生しています。これらの山へ登山等を計画されている方は、山火事の最新情報を御確認下さい。

3 邦人事件・事故関係

(1) 集団スリ

依然として深夜・未明のクタ・レギャン通りでのひったくり、集団スリが続発しています。繁華街のナイトクラブ等から出てきたところ、または通りを歩行中に、賊が数名で取り囲み、大勢でわめきたたりしつこく体を触ったりして気を逸らし、その間にバッグを開けて貴重品を盗む手口です。

発生の状況から、事前から狙われていたことも考えられます。深夜・未明の時間帯の同地区は、治安が悪く大変危険となりますので、同時間帯の外出は避けることをお勧めします。

(2) ひったくり被害

深夜・未明の繁華街だけでなく、日中や夜間の時間帯に、スミニャック、クロボカン地区等の幹線道路上においても、オートバイに乗った犯人によるひったくり被害が報告されています。貴重品は出来るだけ持ち歩かない（パスポートはコピーを持ち歩く）、道路を歩く際は決して車道側にバックを持たないなどの自己防衛に努めて下さい。

4 その他

(1) 入国の際の現金持ち込みに関する注意

当地入国に際し、1人当たり1億ルピア相当（日本円で約85万円）以上の現金を持ち込む場合には、税関申告書での申告が必要ですが、申告漏れにより税関で罰金を徴収される事案が多発しています。

相当貨の現金を所持している場合、税関申告書の当該欄（「1億ルピア相当以上の現金を所持しているか」）にNOと記入し税関を通過しようとする、虚偽申告（申告無し）として罰金（持ち込み金額の10%）が課せられます。

家族やグループの現金を1人がまとめて持っている場合でも、代表者による申告が必要です。申告した現金に税金が課せられることはありません。相当貨の現金を持ち込む場合には、必ず税関申告を行ってください。

(2) 査証免除（出国可能空港の拡大）

査証免除で入国及び出国することが可能な空港は、これまで5空港（ジャカルタ、デンパサール、スラバヤ、メダン、パタム）に限定されていましたが、今般インドネシア外務省から、出国に関しては、従来の5空港から拡大し、ジョグジャカルタ空港、ロンボク空港ほか国内のほぼすべての国際空港から出国が可能になったとの連絡がありました。なお、査証免除で入国可能な空港は、これまでと同様、上記の5つの空港に限定されています。

詳細については、インドネシア政府の発表をご確認ください。

(3) マイナンバー社会保障・税番号制度について

日本ではマイナンバー社会保障・税番号制度が導入され、10月から国民に向けマイナンバーの通知が開始されました。平成27年10月時点で日本国内に住民票をおいている場合に、マイナンバーの指定が行われます。

海外に在住して、日本国内の住民票を除票している場合には、マイナンバーの指定は行われませんが、帰国して国内で住民票を作成したときにマイナンバーの指定が行われることになっています。

詳しくは内閣官房HPをご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq2.html>

以 上